

いわき市職員倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市職員倫理条例（令和8年いわき市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる条例第3条に規定する倫理原則とともに、第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者、職員の裁量の余地が少ない職務に関する者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにす

る行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号の許認可等及びいわき市行政手続条例（平成9年いわき市条例第1号）第2条第5号の許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査（法令等の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及びいわき市行政手続条例第2条第6号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導（いわき市行政手続条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）
当該事業を行っている事業者等
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (8) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に関する事務 当該指定を受けている法人その他の団体、当該指定の申請をしている法人その他の団体及び当該指定の申請をしようとしていることが明らかである法人その他の団体
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、当該異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。

- (7) 利害関係者ととともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (8) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合であって、立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。第6号及び第10条第2項第4号において同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - (7) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第8号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下この項及び第9条第3号において同じ。）がある者であつて、利害関係者に

該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第8号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 前項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価等を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第7条 職員は、他の職員の第4条第1項又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（同項第8号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、任命権者、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が条例若しくはこの規則（以下「条例等」という。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理又は監督の地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員が条例等に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(講演等に関する規制)

第8条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又は出演(第10条第1項各号において「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ、講演等承認申請書を倫理監督者に提出し、承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第9条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相談書により倫理監督者に相談するものとする。

- (1) 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができないとき。
- (2) 利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができないとき。
- (3) 私的な関係がある者であって、利害関係者に該当するものとの間で行う行為が、第5条第1項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができないとき。

(贈与等の報告)

第10条 条例第6条の職員倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬

2 条例第6条第4号の職員倫理規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等又は報酬の内容
- (2) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が勤務する所属との関係

- (3) 条例第6条第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
- (4) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (5) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下この号において「役員等」という。）が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
（贈与等報告書の閲覧）

第11条 条例第7条第2項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下この条及び次条第2項第3号において「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後にこれを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、任命権者が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

（倫理監督者）

第12条 倫理監督者は、市長が別に定める。

- 2 倫理監督者は、条例等に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 第9条の規定による職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3) 任命権者の命を受け、贈与等報告書の受理、条例第7条第1項の規定によ

る贈与等報告書の保存及び贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他職員
の職務に係る倫理の保持を図るための体制の整備を行うこと。

(4) 任命権者の命を受け、研修その他の施策により、職員の職務に係る倫理観
の涵養^{かん}及び保持に努めること。

3 倫理監督者は、指定する職員に、条例等に定めるその職務の一部を行わせる
ことができる。

(報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、条例等に定める
事項の実施について報告を求めることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別
に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。